算式の符号I_{11}中「0.072」を「0.071」に改め、同号算式の符号中「I_{13}＝0.081」を「I_{13}＝0.080」に、「I_{16}＝0.036」を「I_{16}＝0.035」に、「I_{19}＝0.035」を「I_{19}＝0.034」に、「I_{20}＝0.008」を「I_{20}＝0.034」に改め、同号算式の符号J_{11}中「被災市街地復興特別事業に係るものの額」を「被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）第５条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額」に改め、同号算式の符号中「K_{13}＝0.055」を「K_{13}＝0.054」に、「K_{16}＝0.057」を「K_{16}＝0.056」に、「K_{18}＝0.056」を「K_{18}＝0.055」に、「K_{20}＝0.013」を「K_{20}＝0.054」に改め、同号算式の符号L_{11}及びN_{11}中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号P_{11}中「平成22年度において発行」を「平成22年度及び平成23年度において発行」に、「及び平成22年度」を「から平成23年度までの各年度」に、「の額」を「の額に相当する額」に改め、同号算式の符号Q_{23}の次に次のように加える。

			Q_{23}＝0.003

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号R_{11}中「（平成21年度及び平成22年度」を「の額（平成21年度から平成23年度までの各年度」に、「得た地方債」を「得た地方債の額」に、「限る。）の額」を「限る。）」に改め、同号算式の符号S_{23}の次に次のように加える。

			S_{23}＝0.006

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号T_{11}、V_{11}及びX_{11}中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号中「Y_{20}＝0.008」を「Y_{20}＝0.033」に改め、同号算式の符号Z_{11}中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号AA_{23}の次に次のように加える。

			AB_n　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額 AC_{23}＝0.003 AD_n　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額 AE_{23}＝0.003 AF_n　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額 AG_{23}＝0.009 AH_n　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成23年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額 AI_{23}＝0.006 AJ_n　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成23年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成23年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額 AK_{23}＝0.006

第十二条第六項の表都道府県の項第二号算式中「$\sum_{n=11}^{22}$」を「$\sum_{n=11}^{23}$」に、「173,000円」を「172,000円」に改め、同号算式の符号B_{11}中「する。）」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号C_{11}中「0.013」を「0.012」に改め、同号算式の符号C_{11}イ中「0.021」を「0.022」に改め、同号算式の符号D_{11}中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号E_{11}中「0.022」を「0.021」に、「0.014」を「0.013」に改め、同号算式の符号F_{11}中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号H_{11}中「係るもの（」を「係るものの額（」に、「地方債として」を「地方債の額として」に、「限る。）の額」を「限る。）」に改め、同号算式の符号J_{11}中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号L_{11}中「（平成11年度において発行を許可された地方債に限る。）に係る地方債」を「に係る地方債（平成11年度において発行を許可された地方債に限る。）」に、「の額」を「の額に相当する額」に改め、同号算式の符号中「M_{12}＝0.014」を「M_{12}＝0.013」に改め、同号算式の符号O_{11}中「の額」を「の額に相当する額」に、「平成22年度まで」を「平成23年度まで」に、「平成22年度において」を「平成22年度及び平成23年度において」に改め、「事業等の地方債」の下に「の額」を加え、同号算式の符号中「P_{20}＝0.008」を「P_{20}＝0.033」に改め、同号算式の符号P_{23}の次に次のように加える。

			P_{23}＝0.006

第十二条第六項の表都道府県の項第三号港湾における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=11}^{22}$」を「$\sum_{n=11}^{23}$」に、「6,110円」を「6,100円」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号C_{11}中「（平成22年度」を「の額に相当する額（平成22年度及び平成23年度」に、「地方債として」を「地方債の額として」に、「限る。）の額」を「限る。）」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の符号中「D_{20}＝0.008」を「D_{20}＝0.033」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の符号D_{23}の次に次のように加える。

			D_{23}＝0.006

第十二条第六項の表都道府県の項第三号漁港における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=11}^{22}$」を「$\sum_{n=11}^{23}$」に、「6,040円」を「5,980円」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号C_{11}中「（平成22年度」を「の額に相当する額（平成22年度及び平成23年度」に、「地方債として」を「地方債の額として」に、「限る。）の額」を「限る。）」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号中「D_{20}＝0.008」を「D_{20}＝0.033」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{23}の次に次のように加える。

			D_{23}＝0.006